

令和4年度事業計画書

新型コロナウイルス感染症の影響により生活衛生関係営業の景況は依然として厳しい状況にあり、県内の生活衛生業界でも売上げが低迷している。また、営業者の高齢化、新業態の進出等により依然として厳しい状況にある。

当指導センターは、県民の日常生活に密着した生活衛生営業の経営の健全化及び振興を通じて衛生水準の向上を図り、利用者や一般消費者の利益の擁護を図ることを目的に、行政機関や関係組合・団体、生活衛生営業者等と連絡を密にして、生活衛生営業の相談指導事業、各種情報の提供、後継者育成支援事業、研修会・講習会の開催等の事業を積極的に推進し、業界の健全な発展を図り、公衆衛生の向上と県民生活の安定に努める。

今後とも各種事業を一層推進し生活衛生営業の発展及び県民の安全安心の確保に努める。

1 相談指導事業

(1) 相談室運営事業

指導センターに相談室を設け、経営指導員が生活衛生営業の経営振興や衛生管理、税務処理、融資等各種相談を常時受け付け、指導助言を行う。日本政策金融公庫の実施する一般貸付の相談にも対応し、推薦業務を行う。

また、利用者や消費者からの苦情相談の窓口として相談を受け、適正な処理を行う。

(2) 税務相談事業

公認会計士を配置し、毎月1回、税務処理等について相談指導を行う。

(3) 地区生活衛生営業相談指導事業

県下3地区（東讃地区、中讃地区、西讃地区）に相談室を開設し、経営指導員が各地区における生活衛生営業に関する相談に応じ、指導助言する。

○東讃地区（東讃保健福祉事務所）毎月第3金曜日 13時～15時

○中讃地区（中讃保健福祉事務所）毎月第2火曜日 13時～15時

○西讃地区（西讃保健福祉事務所）毎月第1火曜日 13時～15時

(4) 相談指導顧問設置事業

中小企業診断士を配置し、毎月1回、経営の健全化等について相談指導を行う。

(5) 経営指導員による指導事業

経営指導員が生活衛生営業者を巡回し、相談を受けるとともに、経営、衛生、融資等の指導助言をする。

(6) 生活衛生経営改善資金融資指導事業

小規模な生活衛生営業者に有利な生活衛生経営改善資金制度を周知し、生活

衛生営業者の経営振興及び安定、衛生施設の充実に資する。また、この制度で指導にあたる生活衛生営業経営特別相談員の活動を支援し、制度の円滑な実施に努める。

2 情報化整備事業

行政機関や全国生活衛生営業指導センター等から生活衛生営業に関する各種情報を収集し、分析蓄積するとともに、メール通信やホームページ、「生衛かがわ」等を通じて生活衛生同業組合や生活衛生営業者、利用者消費者に提供する。また、生活衛生業情報ネットワークシステムの維持管理を行い、名簿情報管理システムやアンケート処理機能を用いて情報の蓄積を行う。

「生衛かがわ」は、年2回発行する。

3 後継者育成支援事業

生活衛生営業界の高齢化及び後継者不足に対応するため、学生等の生活衛生営業に対する職業観の向上と就業を促進するため、次の事業を行う。

(1) 後継者育成支援協議会

各生活衛生営業の後継者問題を協議するとともに、本事業の計画及び検証を行う。

(2) インターンシップモデル事業

食品関係営業、美容業組合等で学生等を対象に出前授業等を実施する。

4 標準営業約款事業

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の13の規定により、利用者消費者の選択の利便性を図るため、関係生活衛生同業組合と連携を図り、標準営業約款に従って営業を行おうとする生活衛生営業者の登録を行うとともに、この制度の普及促進を図る。

(令和4年度登録更新対象者数 理容業5件 美容業8件 クリーニング0件)

5 研修事業

生活衛生営業に関する研修会を実施し、生活衛生営業者等の知識や資質の向上を図り、利用者や消費者等の利益の擁護を図る。

(1) 生活衛生経営特別相談員研修

経営特別相談員を対象に経営指導に必要な知識の充実と資質の向上を図り、生活衛生業界の自主的な経営の健全化、振興及び衛生水準の改善に資する。

(2) クリーニング師等研修

クリーニング師及び業務従事者の資質の向上、知識技術の向上を通じて衛生水準の向上を図るため、クリーニング業法に基づきクリーニング師研修及び業務従事者講習を関係機関と連携して実施する。

(3) その他の研修

厚労省、全国指導センター、各生衛組合等の依頼に応じて生活衛生営業者を対象に各種法改正や経営、生産性向上等に関する研修会、セミナー等を開催し広く情報を提供するとともに衛生指導や経営支援を行う。

6 調査事業

生活衛生営業の景況感や経営、衛生、税務等の調査をすることで、生活衛生営業の現況を把握し、調査結果を調査対象者や生活衛生同業組合等へ提供するとともに、ホームページ等で広く情報提供する。また、指導センターの相談指導事業に活用する。

(1) 生活衛生関係営業景気動向等調査

生活衛生営業の景況感等について年4回調査(70件/回)を実施する。

(2) 生活衛生関係営業経営状況調査

生活衛生営業の経営実態について年4回調査(70件/回)を実施する。

(3) 生活衛生関係営業経営現況調査

生活衛生営業の経営、税務、衛生等の現況についてテーマを決めて調査を実施する。調査は、経営指導員の相談指導時に行う。

7 衛生水準の確保・向上事業

(公財)全国生活衛生営業指導センターが実施する「衛生水準の確保・向上事業」に協力し、関係機関や関係団体が連携・協力して、生衛組合の周知広報、組合活動の活性化等の事業を推進するため、推進会議の開催、広報事業等を行う。